

◆◆◆◆ 令和元年 第4回定例会賛否一覧 ◆◆◆◆

※これ以外の議案等は全員一致です。

議員名	渡邊 定之	類瀬 光信	長尾 式宮	松下 哲也	熊谷 善行	鈴木 裕美	深見 迪	本多 耕平	黒沼 俊幸	鴻池 智子	後藤 勲	菊地 誠道	結果
議案第59号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	×	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○		原案可決
議案第60号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○		原案可決
議案第61号 標茶町手数料条例の一部を改正する条例の制定について	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○		原案可決
議案第62号 標茶町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○		原案可決
意見書案第17号 日米共同訓練の規模縮小とオスプレイ参加の中止を求める意見書	○	×	×	○	×	○	○	×	×	×	×		原案否決
意見書案第18号 日米貿易協定の中止を求める意見書	○	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×		原案否決

○ 賛成 × 反対 退 退席 欠 欠席 (議長は、可否同数以外の採決には加わりません。)

委員会報告

厚生文教委員会 所管事務調査報告

○調査日時

令和元年8月6日
令和元年11月8日

1. 調査事項

特別養護老人ホームやすらぎ園の今後について

2. 出席者

委員 黒沼委員長、類瀬副委員長、鈴木委員、本多委員

鴻池委員、後藤委員

説明員

中村園長、榎山庶務係長、大島業務係長、村山生活相談係長、石塚保健福祉課長、梨本課長補佐、佐藤介護保険係長、畑野地域包括支援センター次長

事務局

佐藤事務局長、小野寺議事係長、和田庶務係長

3. 調査の経過及び内容

- ① 第2回調査時点(11月8日)の入園者は、80名である。
- ② 退職した介護職員の補充ができておらず、現在38名(欠員7名)で業務にあたっている。
- ③ 近隣市町村にユニット型の特別養護老人ホームが開設され、一定程度影響があった。
- ④ 施設は、築44年経過しており、大規模な改修が必要な状態にある。
- ⑤ 施設を建替える場合、ユニット型のみが国庫補助の対象となる。
- ⑥ 第8期介護保険事業計画(令和3年度〜令和5年度)では、現施設に特養として(多床型)50名、ケアハウスとして20名前後、さらに町立病院内に定員19名以内の介護医療院を開設することで、現在の定員である100名程度を収容する構想を持っている。

4. 委員会の所見

やすらぎ園では、平成31年度当初より新規入園者を制限しており、調査時点（11月8日）での入園者は80名である。制限の理由は、退職した介護職員の補充ができないため、昨今の労働力不足が背景にあり、にわかには解消する問題ではない。施設は、昭和49年の開園以来44年が経過しており、老朽化が著しい。特に暖房設備は全面改修が必要な状況にある。給排水設備も不具合が多いなど、介護施設としての基本的な機能に不安がある。

第8期介護保険事業計画では、高齢者数の推移を見据えつつ、現在の労働力不足解消を図る必要がある。そのため、現施設に特養として（多床型）50名、ケアハウスとして20名前後、さらに町立病院施設内に定員19名以内の介護医療院を開設することで、現在の定員である100名程度を収容する構想を持ち、駒ヶ丘荘については、施設の老朽化が著しいことから廃止を検討しているとの説明を受けた。

入居者については、やすらぎ園内のケアハウスと町営住宅に分けて収容されるのが妥当との考えがあるようだが、入居者の費用負担増加が問

題になると思われ、低家賃の高齢者アパートへの転用など、今後の利用を民間も含めて慎重に議論する必要がある。

町民の多くは、多床型であっても低料金で利用できる施設を切望しており、今後もやすらぎ園に対する期待は大きい。従って、施設は新築ではなく大規模改修が適当であり、施設整備の際、国庫補助の対象となるユニット型ではなく、低料金で利用できる多床型を維持することを大規模改修の基軸にすべきと考える。

そのためには、現施設の状態を正確且つ詳細に把握する必要があり、早急に専門的な調査を実施すべきと考える。



やすらぎ園

総務経済常任委員会
審査報告

1、議案番号 議案第59号

2、事件名

町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

3、審査経過

審査日 令和元年11月15日
委員会開催

4、審査結果

原案可決すべきもの

第4回臨時会

(10月9日)

令和元年度一般会計補正予算

・クリーンセンター旧施設の解体
工事費1億3,400万円の減額

*冬期間工事ができないため今年度減額したもの。

第5回臨時会

(11月1日)

工事請負契約の締結について

- ・標茶町廃止焼却炉の解体工事
- ・契約金額 1億8,315万円
- ・契約の相手方
サトケン・星・赤坂特定建設工事
共同企業体

意見書

次の3件の意見書が提出されました、1件が可決、2件が否決されました。

◆意見書案第17号（否決）

日米共同訓練の規模縮小とオスプレイ参加の中止を求める意見書

年々規模拡大を進める日米共同軍事訓練の規模縮小の要望、日米の約束事であった夜間訓練の中止、何度も墜落事故を起こして、米本国でさえ住民の上を飛ばさないオスプレイ輸送機の北海道での初めての訓練中止を求めたものです。



◆意見書案第18号（否決）

日米貿易協定の中止を求める意見書

日本の農畜産物市場をアメリカに開放する日米貿易協定は、日本の経済主権と食料主権にかかわる重要な内容で、日本の農畜産業の犠牲と安全、安心の食糧をおびやかすとして、その中止を求めたものです。

◆意見書案第19号（可決）

地域医療構想に関する意見書

国は、医療機関が類似しかつ近接しているとされた公立・公的医療機関等を公表しました。その中には道内54の医療機関が対象とされ、標茶町、弟子屈町、厚岸町も入っています。これを再編・統合するということ突然の公表に対し、一度撤回したうえで地域の意向を尊重して進めるよう求めたものです。

日米貿易協定の中止を求める意見書賛成討論

渡邊 定之 議員

私は、日米貿易協定の中止を求める意見書案に賛成の立場から討論に立ちます。

日米貿易協定の承認案は、ほとんど審議らしい審議もされず、11月19日衆議院を通過し12月4日、参議院でも可決されました。

しかし、協定内容に関する政府の説明は矛盾だらけです。農林水産品の関税撤廃率は、日本側が37%であるのに対し、アメリカ側は19品目、1%に過ぎません。圧倒的にアメリカ言いなりの内容ではありませんか。

しかも、日米共同声明では、「両国は、関税やほかの貿易上の制約、サービス貿易や投資に係る障壁、その他の課題について交渉を開始する意図である」と、と明確に語り、協定付属書には「米国は、将来の交渉において、農産品に関する特恵的な待遇を追及する」と記されています。

再協議に日本政府は同意しており、来年5月から本格的に交渉が始まるとされています。米国産輸入牛肉の

関税率は現行の38.5%から協定発効後に一気に26.6%に引き下がります。再協議の中で、バターをはじめとして乳製品の輸入枠の拡大を迫ってくることは間違いありません。

さる10月27日に「日米貿易協定と食の安全保障―命と暮らしは守れるか」と題して東大の鈴木宣弘教授の講演がありました。その中で都道府県を中心とした生乳生産の減小が加速しており「バター不足」の解消どころか飲用乳が棚から消える事態が起きるとまで言われました。

「TPP断固反対」といって選挙で大勝した政権が今や日本の農業の存在を脅かす政治にまっしぐらです。この協定が発効されればまさしく本町の基幹産業である酪農、畜産業が壊滅的な打撃を受けることになり、地域の経済に計り知れない打撃を与えらるると考えます。本町の酪農経営と経済を守るためにも私は日米貿易協定の中止を求めるべきだと考えます。

以上私の賛成討論とします。